

## 1. 北見市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 7 月 12 日条例第 30 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、北見市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務(同項第 4 号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時の委員は、当該事項の調査審議が終了したとき、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 専門的な事項を調査審議するため、必要があるときは、子育て会議に、部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 北見市子ども・子育て会議条例施行規則

(平成 25 年 7 月 12 日規則第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 北見市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 3 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 4 条 委員、臨時の委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第 5 条 条例第 6 条の部会は、子育て会議から付託された事項について、調査審議するものとする。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第 6 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第 7 条 第 2 条から第 4 条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(子育て会議への報告)

第 8 条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援推進室において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 3. 北見市子ども・子育て会議開催状況

年度	月 日	子ども・子育て会議（主な議題）
平成 25 年度	9月18日（水）	第1回子ども・子育て会議 （1）会議の運営について ・委員長及び副委員長の選出 ・北見市子ども・子育て会議傍聴要領について （2）子ども・子育て支援新制度の概要について （3）北見市子ども・子育て会議について ・役割について ・スケジュールについて （4）北見市における子ども・子育て支援の現状について （5）子育て支援に関する市民ニーズ調査について
	11月6日（水）	子ども・子育て新制度勉強会
	1月16日（木）	第2回子ども・子育て会議 （1）子育て支援に関する市民ニーズ調査の中間集計について （2）地域子ども・子育て支援事業について （3）教育・保育提供区域の設定について
	3月19日（水）	第3回子ども・子育て会議 （1）市民ニーズ調査結果報告書案について （2）教育・保育に係る量の見込みについて

年度	月 日	子ども・子育て会議（主な議題）
平成 26 年度	5月16日（金）	第4回子ども・子育て会議 (1) 今後の検討スケジュール (2) 教育・保育に係る量の見込みについて (3) 新たに定める基準等について ・家庭的保育事業等(地域型保育事業)の設備及び運営基準 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準 ・保育の必要性の認定基準 (4) 放課後児童クラブの基準について（国の専門委員会報告書） (5) 北見市子ども・子育て支援事業計画の骨子について
	7月16日（水）	第5回子ども・子育て会議 (1) 新たに定める基準等について (2) 放課後児童健全育成事業について (3) 量の見込みと確保方策について (4) 北見市子ども・子育て支援事業計画について
	8月28日（木）	第6回子ども・子育て会議 (1) 北見市子ども・子育て支援事業計画（基本理念・基本的な視点など）について (2) 北見市子ども・子育て支援事業計画（第1章）について (3) 北見市子ども・子育て支援事業計画（基本目標・基本施策など）について
	10月29日（水）	第7回子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援新制度施行に伴う意向調査結果について (2) 教育・保育にかかる量の見込みと確保方策（暫定値）について (3) 既存教育・保育施設に係る「みなし確認（利用定員の設定）」について (4) 北見市子ども・子育て支援事業計画について（第2章・第3章）
	11月28日（金）	第8回子ども・子育て会議 (1) 教育・保育にかかる量の見込みと確保方策について (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	1月30日（金）	第9回子ども・子育て会議 (1) 新制度における保育料（案）について (2) 子ども・子育て支援新制度施行に伴う意向調査の調査結果の変更について (3) 北見市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果等について
	3月24日（火）	第10回子ども・子育て会議 (1) 北見市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度実施計画）について

#### 4. 北見市子ども・子育て会議委員名簿

(50音順・敬称略)

No	選出区分	委員氏名	所属等	備考
1	子ども・子育て支援に関する事業従事者	小川 香潤	北見市私立幼稚園連合会 (認定こども園関係者)	
2	子どもの保護者 (子育て当事者)	小野 希	市民公募 (中学生以下の保護者)	
3	社会教育団体 (子育て当事者)	金林 隆広	北見市PTA連合会	
4	福祉関係機関	川口 美佐子	北見市民生委員 児童委員協議会	
5	経済団体	北中 順子	北見商工会議所	H25.9.18~H26.5.15 田村 淑江
6	子ども・子育て支援に関する事業従事者	齊藤 光晴	北見市小中学校長会	
7	労働団体	柴田 寛	連合北海道北見地区連合会	
8	福祉関係機関	白幡 浩	北見市心身障害者(児) 団体連合会	H25.9.18~H26.7.15 佐藤 芳太郎
9	社会教育団体 (子育て当事者)	鈴木 よしえ	北見市PTA連合会	
10	学識経験者 (保健医療関係機関)	中島 節子	北海道北見保健所	
11	学識経験者	根本 昌宏	日本赤十字北海道看護大学	副委員長
12	子どもの保護者 (子育て当事者)	長谷川 伸	市民公募 (中学生以下の保護者)	
13	社会教育団体	服部 牧子	北見市子ども会 育成連絡協議会	
14	学識経験者	早川 博	北見工業大学	委員長
15	子ども・子育て支援に関する事業従事者	福井 範雄	北見季節保育協会	H25.9.18~H26.5.15 菅原 清吉
16	社会教育団体 (子育て当事者)	古瀬 市子	北見市PTA連合会	
17	子ども・子育て支援に関する事業従事者	不破 眞二	北見市認可私立保育園連合会	
18	子どもの保護者 (子育て当事者)	本多 智美	北見市私立幼稚園連合会 (保護者)	
19	子どもの保護者 (子育て当事者)	森 賢一	北見市認可私立保育園連合会 (保護者)	
20	子ども・子育て支援に関する事業従事者	吉田 耕一郎	北見市私立幼稚園連合会	

---

## 北見市子ども・子育て支援事業計画

発行 北見市

編集 北見市保健福祉部子育て支援推進室

〒090-8509

北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル4階

Tel 0157-25-1625 Fax 0157-25-1621

平成27年3月発行

---

